平成２１年（再ロ）第１００７６号
神奈川県横浜市泉区白百合１－１－８
再生債務者　佐藤　政材
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月16日まで
平成21年９月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０号
千葉県船橋市八木が谷３丁目11番19号
再生債務者　氏家　豊司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月17日まで
平成21年９月２日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第７号
山形市花楯１丁目９番21号
再生債務者　五百川実穂
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月24日まで
平成21年９月３日　　山形地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第２号
東京都江戸川区大杉５丁目57番８号　レオパレスツリー110
再生債務者　植木洋志郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月24日まで
平成21年９月２日　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第８号
北九州市八幡東区大蔵１丁目１番21―603号
再生債務者　波多野孔亮
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月24日まで
平成21年９月３日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再ロ）第７号
兵庫県赤穂市塩屋599番地の13
再生債務者　奥澤　健二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月30日まで
平成21年９月２日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（再ロ）第５号
札幌市東区本町２条９丁目２番20―512号
再生債務者　永田　尋喜
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月１日まで
平成21年９月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第４号
青森県五所川原市金木町芦野365番地735　金木団地67号
再生債務者　浅田　嗣已
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月１日まで
平成21年９月３日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第２号
香川県高松市多肥下町1513番地28
再生債務者　鎌倉　庸臣
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月１日まで
平成21年９月３日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（再ロ）第６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋5263番地
再生債務者　鈴木　英明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月１日まで
平成21年９月３日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第９号
宮崎県都城市安久町5924番地２
再生債務者　上原　健寛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月２日
宮崎地方裁判所都城支部破産係

平成２１年（再ロ）第１号
茨城県土浦市下高津２―３―21クリスタルマンション105、住民票上の住所横浜市都筑区荏田南５丁目20番１―202号
再生債務者　三好　殖也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月31日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第７号
神奈川県大和市代官１丁目18番地16
再生債務者　山口　　清
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月31日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第１４号
横浜市金沢区並木２丁目１番１―506号
再生債務者　濵野　　敬
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月１日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第１号
青森県十和田市西二十一番町63番46号
再生債務者　芋田　光子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月２日
青森地方裁判所十和田支部

会社更生

会社更生

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十一年十一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十三日
掲載頁　一一五頁（号外第一四七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十三日
掲載頁　八十三頁（号外第一四七号）
平成二十一年九月九日
東京都中央区新川一丁目二六番二号
（甲）出光ユニテック株式会社
代表取締役　塚原　財二
静岡県裾野市葛山二一五番地の二
（乙）プラロック株式会社
代表取締役　内海　　誠

会社更生

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十一年九月二日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十一年九月九日
京都市左京区田中飛鳥井町八番地
（甲）社団法人信和会
理事長　門　　祐輔
京都市左京区田中玄京町一〇六番地
（乙）社団法人環境保健協会
理事長　西辻　勇二